

適用事務のフローについて①

各事態毎の手続きは以下の通りです。

①資格取得

事業所様の手続き	基金の事務手続き
「加入者資格取得届」を基金へ提出	・「加入者資格取得届」を三井住友信託銀行宛提出 (掛金実行日の4営業日前までに弊社宛必着)

②各種異動

事業所様の手続き	基金の事務手続き
・氏名変更 「加入者氏名変更(訂正)届」	各種届書を三井住友信託銀行宛提出 (掛金実行日の4営業日前まで必着)

(注)その他の項目について訂正がございましたら、都度基金事務局までご照会下さい。